

2022(令和4)年度支部事業計画(案)及び 支部保険者機能強化予算について

令和4年1月18日

第70回香川支部評議会



全国健康保険協会 香川支部
協会けんぽ

目次

1. 2022（令和4）年度支部事業計画（案）

- 1-1 2022（令和4）年度香川支部事業計画（案） ……P1～16
- 1-2 2022（令和4）年度香川支部事業計画（KPI）一覧表 ……P17
- 【参考】2022（令和4）年度本部事業計画・予算の概要（案） ……P18～25

2. 2022（令和4）年度支部保険者機能強化予算

- 2022（令和4年）度香川支部保険者機能強化予算の計上額（最終案） ……P26～27

1. 2022（令和4）年度香川支部事業計画（案）

1-1 2022(令和4)年度 香川支部事業計画(案)

分野	新	旧
	具体的施策等	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p><u>適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。</u></p> <p>-</p> <p>●健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</u> ・ <u>今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</u> ・ <u>各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。</u> <p>-</p> <p>【重要度:高】 <u>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約240万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</u></p> <p>【困難度:高】 <u>協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。</u> <u>このような状況を踏まえた上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来にわたり継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</u></p>	

分野	新	旧
	具体的施策等	具体的施策等
	<p>●お客様サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現金給付の申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード:10日以内)を遵守する。 ○加入者・事業主の意見等に基づいて、お客様へのサービス改善を迅速に行う。 ○郵送による申請・手続きを促進する。 ○「任意継続セット」を大規模事業所、国保窓口、健康保険委員等に配布し、退職を予定している被保険者等に対して制度周知を図る。 ○限度額適用認定証の利用促進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI: ①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を95.5%以上とする <p>●現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高額報酬者による申請、資格取得日直後からの申請等不正の疑いのある事案は、<u>重点的な審査を行うとともに</u>、保険給付適正化プロジェクトを<u>効果的に活用し</u>、必要に応じ事業所への立入検査等を実施する。 ○傷病手当金と年金・労災との併給調整を確実に実施する。 <p>●効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○内容点検については、<u>質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト1件当たり査定額向上のため、行動計画を策定・実施し、システムを活用した効率的な点検を実施する。また、社会保険診療報酬支払基金改革の進捗状況及び審査支払新システムの導入効果等を踏まえ、点検体制を検討しながら点検を実施する。</u> ○資格点検については、<u>社会保険診療報酬支払基金の振替・分割サービス実施を活用し、効果的な点検を行う。必要に応じて医療機関への照会を行い、受診者本人への返還請求を確実に実施する。</u> ○外傷点検については、受診者本人への照会を行い、必要に応じて第三者行為届の提出勧奨を確実に実施する。 	<p>●お客様サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現金給付の申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード:10日以内)を遵守する。 ○加入者・事業主の意見等に基づいて、お客様へのサービス改善を迅速に行う。 ○郵送による申請・手続きを促進する。 ○限度額適用認定証の利用促進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI: ①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を94.7%以上とする <p>●現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高額報酬者による申請、資格取得日直後からの申請等不正の疑いのある事案は、保険給付適正化プロジェクト<u>での議論を経て</u>、必要に応じ事業所への立入検査等を実施する。 ○傷病手当金と年金・労災との併給調整を確実に実施する。 <u>○あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査を強化する。また、不正の疑いがある事案は厚生支局に情報提供する。</u> <p>●効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○内容点検については、<u>レセプト点検の効果向上のための行動計画を策定・実施し、システムを活用した効率的な点検を実施する。</u> ○資格点検については、<u>医療機関への照会を行い、受診者本人への返還請求を確実に実施する。</u> ○外傷点検については、受診者本人への照会を行い、必要に応じて第三者行為届の提出勧奨を確実に実施する。

分野	新	旧
	具体的施策等	具体的施策等
	<p>【困難度:高】</p> <p>社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた(※)。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>(※)電子レセプトの普及率は98.8%(2020年度末)となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。</p> <p>■ KPI:①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率(※)について対前年度以上とする $(※) \text{ 査定率} = \frac{\text{レセプト点検により査定(減額)した額}}{\text{協会けんぽの医療費総額}}$ ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする</p>	<p>■ KPI:①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について前年度以上とする ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする</p>

分野	新	旧
	具体的施策等	具体的施策等
	<p>●柔道整復施術療養費等における照会・面接確認の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○以下の申請について、重点的に加入者や施術所に対する照会を行うとともに、必要に応じて施術者を対象とした面接確認を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月15日以上)の施術 ・いわゆる部位転がしと呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる長期にわたった施術 ○柔道整復施術療養費の支給対象等に関する正しい知識を普及させるため、香川県保険者協議会と連携して適正利用啓発ポスターを作成し、被保険者等に対する周知・啓発等を行う。 ○はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会等、審査手順の標準化を推進する。 <p>■ KPI: 柔道整復施術療養費の申請に占める施術箇所3部位以上、かつ月15日以上<small>の</small>施術の申請の割合について対前年度以下とする</p> <p>●返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者等の資格を喪失したにもかかわらず保険証を返納しない者に対し、文書・電話による返納催告を行い保険証の確実な回収を図る。 ○加入者の退職時等に保険証を返納するよう周知広報を行うとともに、未返納者の多い事業所には、文書・電話・訪問により資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。 ○資格喪失後受診により発生した返納金債権については、早期回収を図るとともに国民健康保険等との保険者間調整を積極的に実施する。また、弁護士を活用した返納催告及び法的手続きの実施により、返納金債権の確実な回収を図る。 	<p>●柔道整復施術療養費における照会・面接確認の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○以下の申請について、重点的に加入者や施術所に対する照会を行うとともに、必要に応じて施術者を対象とした面接確認を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月15日以上)の施術 ・いわゆる部位転がしと呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる長期に渡った施術 <p>■ KPI: 柔道整復施術療養費の申請に占める施術箇所3部位以上、かつ月15日以上<small>の</small>施術の申請の割合について前年度以下とする</p> <p>●返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者等の資格を喪失したにもかかわらず保険証を返納しない者に対し、文書・電話による返納催告を行い保険証の確実な回収を図る。 ○加入者の退職時等に保険証を返納するよう周知広報を行うとともに、未返納者の多い事業所には、文書・電話・訪問により資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。 ○資格喪失後受診により発生した返納金債権については、早期回収を図るとともに国民健康保険等との保険者間調整を積極的に実施する。また、弁護士を活用した返納催告及び法的手続きの実施により、返納金債権の確実な回収を図る。

分野	新	旧
	具体的施策等	具体的施策等
	<p>【困難度:高】</p> <p>事業主が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法(郵送時期)等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請による届出の場合の保険証の返納(協会への到着)は、資格喪失後1か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>また、令和3年10月から、これまで保険者間調整(※1)により返納(回収)されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービス(※2)の利用が可能となった。これにより、保険者間調整が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>(※1)資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者(元被保険者)の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納(弁済)する仕組み。(債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。)</p> <p>(※2)社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な(新たに資格を取得した)保険者に、振替える仕組み。</p> <p>■ KPI:①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ②返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上とする。</p>	<p>■ KPI:①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を前年度以上とする ②返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を前年度以上とする</p>

分野	新	旧
	具体的施策等	具体的施策等
	<p>●被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被扶養者資格確認リストの未送達事業所について、年金事務所と連携し所在地調査を行い、確実に送達する。 ○被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への提出勧奨を行う。 <p>■ KPI: 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を <u>93.6%</u>以上とする</p>	<p>●被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被扶養者資格確認リストの未送達事業所について、年金事務所と連携し所在地調査を行い、確実に送達する。 ○被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への提出勧奨を行う。 <p>■ KPI: 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を <u>94.2%</u>以上とする</p>

分野	新	旧
	具体的施策等	具体的施策等
	<p>●オンライン資格確認の円滑な実施</p> <p>○オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。</p> <p>○「保険者におけるマイナンバーカードの取得促進策等（令和元年9月3日デジタル・ガバメント閣僚会議にて公表）」等に基づき、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進に協力する。</p> <p>【重要度：高】 オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。</p> <p>●業務改革の推進</p> <p>○現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。</p> <p>○職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、生産性の向上を推進する。</p> <p>【困難度：高】 業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</p>	<p>●業務改革の推進</p> <p>○標準化・効率化・簡素化を推進し、生産性の向上を目指す。</p>

分野	新	旧
	具体的施策等	具体的施策等
2. 戦略的保険者機能関係	<p>●第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施</p> <p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者(40歳以上)(実施対象者数: <u>156,712人</u>) <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率<u>51.9%</u>(実施見込者数: <u>81,300人</u>) ・事業者健診データ 取得率<u>19.1%</u>(取得見込者数: <u>30,000人</u>) ○被扶養者(実施対象者数: <u>40,568人</u>) <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率<u>32.0%</u>(実施見込者数: <u>13,000人</u>) ○実施率等向上対策 被保険者及び被扶養者の健診実施率向上のため、以下のことに取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> 〈被保険者〉 <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診実施機関の拡充、集団健診の実施による受診機会の拡大を図る。 ・労働局等と連携した事業者健診データ取得を推進する。 ・紙媒体等での健診結果取得の推進を図る。 ・<u>未受診者へのアンケート調査を実施することにより、未受診理由を把握し、効果的な受診勧奨へつなげる。</u> 〈被扶養者〉 <ul style="list-style-type: none"> ・自治体のがん検診との合同実施。 ・<u>簡易歯周病検査</u>やオプショナル測定等の付加により、実施項目を充実させ、健診への受診行動を促す。 ・交通至便の良い施設等、<u>受診しやすい環境</u>での健診を実施する。 	<p>●第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施</p> <p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者(40歳以上)(実施対象者数: <u>159,697人</u>) <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率<u>51.7%</u>(実施見込者数: <u>82,500人</u>) ・事業者健診データ 取得率<u>16.3%</u>(取得見込者数: <u>26,000人</u>) ○被扶養者(受診対象者数: <u>44,939人</u>) <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率<u>31.8%</u>(実施見込者数: <u>14,300人</u>) ○実施率等向上対策 被保険者及び被扶養者の健診実施率向上のため、以下のことに取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> 〈被保険者〉 <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診実施機関の拡充、集団健診の実施による受診機会の拡大を図る。 ・労働局等と連携した事業者健診データ取得を推進する。 ・<u>事業者健診実施機関との運用スキームの見直しを行う。</u> ・紙媒体等での健診結果取得の推進を図る。 〈被扶養者〉 <ul style="list-style-type: none"> ・自治体のがん検診との合同実施。 ・<u>歯科健診</u>やオプショナル測定等の付加により、実施項目を充実させ、健診への受診行動を促す。 ・<u>大型ショッピングセンター等</u>、交通至便の良い施設での健診を実施する。 ・<u>通院治療者への医療機関からの健診受診勧奨を推進する。</u>

分野	新	旧
	具体的施策等	具体的施策等
	<p>【重要度:高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値(65%)が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度:高】 近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第三期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p> <p>■ KPI:①生活習慣病予防健診実施率を<u>51.9%以上</u>とする ②事業者健診データ取得率を<u>19.1%以上</u>とする ③被扶養者の特定健診実施率を<u>32.0%以上</u>とする</p>	<p>■ KPI:①生活習慣病予防健診実施率を<u>51.7%</u>以上とする ②事業者健診データ取得率を<u>16.3%</u>以上とする ③被扶養者の特定健診実施率を<u>31.8%</u>以上とする</p>

分野	新	旧
	具体的施策等	具体的施策等
	<p>ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者(特定保健指導対象者数:<u>22,817人</u>) <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率<u>41.2%</u>(実施見込者数:<u>9,400人</u>) ○被扶養者(特定保健指導対象者数:<u>1,222人</u>) <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率<u>29.5%</u>(実施見込者数:<u>360人</u>) ○保健指導の利用勧奨対策 <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導実施率等向上のため、以下のことに取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ・協会保健師等を活用し、保健指導の質の向上を図るとともに新たな手法を活かした実施数の増加を図る。 ・事業者健診に基づく特定保健指導実施件数の増加を図る。 ・<u>外部委託</u>による健診当日の初回面接(被扶養者の集団健診の分割実施を含む)等の更なる推進を図る。 ・<u>特定保健指導対象者個人へ直接情報提供し、認知度及び実施率の向上を図る。</u> ・<u>ICTを活用した遠隔保健指導等の推進を図る。</u> <p>【重要度:高】 <u>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値(35%)が示されており、重要度が高い。</u></p> <p>【困難度:高】 <u>健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。</u></p> <p><u>なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。</u></p>	<p>ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者(特定保健指導対象者数:<u>21,917人</u>) <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率<u>40.7%</u>(実施見込者数:<u>8,910人</u>) <u>(内訳) 協会保健師実施分 21.6%(実施見込者数:4,740人)</u> <u>アウトソーシング分 19.0%(実施見込者数:4,170人)</u> ○被扶養者(特定保健指導対象者数:<u>1,230人</u>) <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率<u>28.5%</u>(実施見込者数:<u>350人</u>) ○保健指導の利用勧奨対策 <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導実施率等向上のため、以下のことに取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ・協会保健師等を活用し、保健指導の質の向上を図るとともに新たな手法を活かした実施数の増加を図る。 ・事業者健診に基づく特定保健指導実施件数の増加を図る。 ・<u>健診機関等</u>による健診当日の初回面接(被扶養者の集団健診の分割実施を含む)等の更なる推進を図る。

分野	新	旧
	具体的施策等	具体的施策等
	<p>■ KPI: ①被保険者の特定保健指導の実施率を41.2%以上とする ②被扶養者の特定保健指導の実施率を29.5%以上とする</p> <p>iii)重症化予防対策の推進</p> <p>○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数710人 ・重症域に該当する医療機関未治療者に対して、文書、電話、面接による治療勧奨を積極的に行う。 ・健診受診機関から要治療者への受診勧奨を推進する。</p> <p>○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 ・「香川県糖尿病性腎症等重症化予防プログラム」を活用するとともに健診結果から糖尿病性腎症等重症化のおそれのある者を抽出し、「医療受診勧奨票」を送付し治療を促す。</p> <p>○40歳未満の血糖リスク者を対象とした保健指導 ・早期に効果的な糖尿病発症予防を図るため、生活習慣病予防健診当日に保健指導ができる機関に委託して実施する。</p> <p>○代謝リスク該当者(女性)への情報提供 ・全国と比べて該当割合の高い女性の代謝リスク該当者へ情報提供を行う。</p> <p>【重要度:高】 要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。</p> <p>■ KPI: 受診勧奨後、3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.4%以上とする</p>	<p>■ KPI: ①被保険者の特定保健指導の実施率を40.7%以上とする ②被扶養者の特定保健指導の実施率を28.5%以上とする</p> <p>iii)重症化予防対策の推進</p> <p>○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 794人 ・重症域に該当する医療機関未治療者に対して、文書、電話、面接による治療勧奨を積極的に行う。</p> <p>○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 ・「香川県糖尿病性腎症等重症化予防プログラム」を活用するとともに健診結果から糖尿病性腎症等重症化のおそれのある者を抽出し、「医療受診勧奨票」を送付し治療を促す。</p> <p>○40歳未満の血糖リスク者を対象とした保健指導 ・早期に効果的な糖尿病発症予防を図るため、生活習慣病予防健診当日に保健指導ができる機関に委託して実施する。</p> <p>■ KPI: 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上とする</p>

分野	新	旧
	具体的施策等	具体的施策等
	<p>Ⅳ) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康宣言事業所数の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・香川県や労働局、経済団体等と連携し、オール香川で健康経営を普及させ健康宣言事業所数の拡大を図る。 ・<u>各種広報や事業所訪問等により</u>、健康経営を普及させ健康宣言事業所数の拡大を図る。 ○健康宣言事業所の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・健康宣言事業所に健康づくりの取り組み状況について聞き取りを行うとともに、他事業所の優れた取り組み事例の紹介や情報提供（事業所カルテ、健康情報誌等）を行い、フォローアップを実施する。 ・香川県と共同で優良取組事業所を表彰する。 ・経済産業省が実施する健康経営優良法人 <u>認定に向けたサポートを実施する。</u> <p><u>○保険者として、事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策を推進する。</u></p> <p>【重要度：高】 <u>超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を10万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</u></p> <p>■ KPI: 健康宣言事業所数を <u>640事業所</u> 以上とする</p> <p>v) その他保健事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康づくり審議会やセミナー等に参画するとともに、自治体や関係団体と健康づくりイベント等を共催する。 	<p>Ⅳ) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康宣言事業所数の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・香川県や労働局、経済団体等と連携し、オール香川で健康経営を普及させ健康宣言事業所数の拡大を図る。 ・<u>事業所訪問をするなどして</u>、健康経営を普及させ健康宣言事業所数の拡大を図る。 ○健康宣言事業所の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・健康宣言事業所に <u>職員が訪問し</u>、健康づくりの取り組み状況について聞き取りを行うとともに、他事業所の優れた取り組み事例の紹介や情報提供（事業所カルテ、健康情報誌等）を行い、フォローアップを実施する。 ・香川県と共同で優良取組事業所を表彰する。 ・経済産業省が実施する健康経営優良法人 <u>について案内を行う。</u> <p>■ KPI: 健康宣言事業所数を <u>500事業所</u> 以上とする</p> <p>v) その他保健事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康づくり審議会やセミナー等に参画するとともに、自治体や関係団体と健康づくりイベント等を共催する。

分野	新	旧
	具体的施策等	具体的施策等
	<p>● 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関との連携による広報や、支部広報誌、ホームページ、メールマガジン等にて本部で作成した広報資材を活用しつつ、引き続き、地域の実情や時節柄等に応じた広報を行う。 ○ 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会や広報誌等を通じた情報提供を実施するとともに、引き続き、健康保険委員の委嘱拡大に取り組む。 <p>■ KPI: 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を62.7%以上とする</p> <p>● ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「ジェネリック医薬品軽減額通知サービス」を実施する ○ 薬剤数量、使用割合に基づき、「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」を作成・活用し医療機関、調剤薬局に対して使用促進を図る。 ○ ホームページや広報誌、メールマガジンによる広報のほか「希望シール」「使用促進ポスター」等を活用して、より効果的な広報を実施する。 ○ <u>ジェネリック医薬品の安全性の確保に関する業界団体等の取組が着実に前進していることを確認しつつ</u>、香川県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会、香川県保険者協議会と協働して使用促進を図る。 <p>【重要度:高】 「経済財政運営と改革の基本方針2021」において定められた目標である、「2023年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI: ジェネリック医薬品使用割合(※)を年度末時点で78.9%以上とする(※)医科、DPC、歯科、調剤</p> <p>● インセンティブ制度の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、周知広報を行う。 <p>【重要度:高】 協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費適正化にも資することを目的としたものであり、政府の「『日本再興戦略』改訂2015」や「未来投資戦略2017」において実施すべきとされたものであり、重要度が高い。</p>	<p>● 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関との連携による広報や、支部広報誌などによる広報、ホームページ、メールマガジンに加えWebメディアや動画等を活用し加入者にわかりやすい広報を行う。 ○ 健康保険委員の研修会等を開催し、健康保険委員活動の活性化を図るとともに委嘱数の拡大を図り、協会の事業への理解を深める。 <p>■ KPI: 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を62.5%以上とする</p> <p>● ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「ジェネリック医薬品軽減額通知サービス」を実施する。(2回) ○ 薬剤数量、使用割合に基づき、「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」を作成・活用し医療機関、調剤薬局に対して、<u>ジェネリック医薬品の使用促進</u>を図る。 ○ ホームページや広報誌、メールマガジンによる広報のほか「希望シール」「使用促進ポスター」等を活用して、より効果的な広報を実施する。 ○ 香川県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会、香川県保険者協議会と協働して使用促進を図る。 <p>■ KPI: ジェネリック医薬品使用割合を77.6%以上にする(※)医科、DPC、調剤、歯科における使用割合)</p> <p>● インセンティブ制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、周知広報を行う。

分野	新	旧
	具体的施策等	具体的施策等
	<p>地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信 ○本部から提供される資料及び協会が保有するレセプトデータを用いて医療費等の分析を行うとともに、各種公会議等において適切に意見発信を行う。</p> <p>【重要度:高】 <u>「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCAサイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。</u></p> <p>■ KPI: 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する</p>	<p>●地域関係団体等への意見発信 ○本部から提供される資料及び協会が保有するレセプトデータを用いて医療費等の分析を行うとともに、各種公会議等において適切に意見発信を行う。</p> <p>■ KPI: 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する</p>

分野	新	旧
	具体的施策等	具体的施策等
3. 組織・運営体制関係	<p>●人事評価制度の適正な運用</p> <p>○協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定するとともに、達成状況について実績や能力を適正に評価し、処遇に反映させる。</p> <p>●OJTを中心とした人材育成</p> <p>○「OJT」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせた人材育成制度の定着を図る。「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土を醸成する。</p> <p>●費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <p>○調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。参加が予想される業者に広く声掛けを行う等周知に努めるほか、十分な公告期間や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。また、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善につなげる。</p> <p>○消耗品の適切な調達・在庫管理により経費の節減に努める。消耗品の経費等及び電気使用量の実績を周知することにより、コスト意識の徹底を図る。</p> <p>■ KPI: 一般競争入札に占める一者応札案件の割合割合について20%以下とする。ただし、入札件数の見込み件数が年間4件以下の場合は一者応札件数を1件以下とする。</p> <p>●その他</p> <p>○働きがいのある健全な職場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職会議等において、必要な情報の共有化を図るとともに「報・連・相」が迅速に行える職場風土を醸成する。 ・メンタルヘルス不調の未然防止を目的として、本部等との連携によるストレスチェックを実施する。 ・ワークライフバランスの実現のため、時間外労働の縮減を推進する。 <p>○リスク管理の徹底等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に自主点検を実施することにより、適切なリスク管理を行う。 ・規程に基づく委員会活動や研修等を通じて、コンプライアンスの遵守及び個人情報の適正な管理を徹底する。 ・香川支部初動対応マニュアルに基づく防災訓練や、安否確認システムを使用した模擬訓練を定期的実施することにより、各職員が担当する役割の徹底や防災意識の向上を図る。 	<p>●人事評価制度の適正な運用</p> <p>○協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定するとともに、達成状況について実績や能力を適正に評価し、処遇に反映させる。</p> <p>●OJTを中心とした人材育成</p> <p>○「OJT」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせた人材育成制度の定着を図る。「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土を醸成する。</p> <p>●費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <p>○調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。参加が予想される業者に広く声掛けを行う等周知に努める他、十分な公告期間や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。また、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善につなげる。</p> <p>○消耗品の適切な調達・在庫管理により経費の節減に努める。消耗品の経費等及び電気使用量の実績を周知することにより、コスト意識の徹底を図る。</p> <p>■ KPI: 入札件数が5件以上の場合、一般競争入札に占める一者応札案件の割合について20%以下とする</p> <p>●その他</p> <p>○働きがいのある健全な職場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職会議等において、必要な情報の共有化を図るとともに「報・連・相」が迅速に行える職場風土を醸成する。 ・メンタルヘルス不調の未然防止を目的として、本部等との連携によるストレスチェックを実施する。(年度1回実施) ・ワークライフバランスの実現のため、時間外労働の縮減を推進する。 <p>○リスク管理の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に自主点検を実施し、リスクの点検および評価を行う。 ・コンプライアンス委員会・個人情報保護管理委員会の定期的開催及び研修等を通じて、遵守を徹底する。 ・香川支部初動対応マニュアルに基づく防災訓練や安否確認システムにおける模擬訓練を定期的実施することにより、各職員が担当する役割の徹底や防災意識の向上を図る。

1-2 2022 (令和4) 年度香川支部事業計画 (KPI) 一覧表

	香川支部設定		所管				
	4年度	3年度 (参考)					
支部事業計画【KPI】							
サービスマットの向上							
①	サービスマットの達成状況を100%とする ※全支部一律に設定	100%	→	100%	業務		
②	現金給付等の申請に係る郵送化率を〇〇.〇%以上とする ※支部ごとに設定	95.5%	↗	94.7%	業務		
効果的なレプト点検の推進							
③	社会保険診療報酬支払基金と合算したレプト点検の査定率について前年度以上とする ※全支部一律に設定	対前年度以上	→	対前年度以上	レセ		
④	協会けんぽの再審査レプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする※全支部一律に設定	対前年度以上	→	対前年度以上	レセ		
柔道整復術療養費等における文書照会への強化							
⑤	柔道整復術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする ※全支部一律に設定	対前年度以下	→	対前年度以下	業務		
返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進							
⑥	日本年金機構回収分を含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ※全支部一律に設定	対前年度以上	→	対前年度以上	レセ		
⑦	② 返納金債権 (資格喪失後受診に係るものに限る。) の回収率を対前年度以上とする ※全支部一律に設定	対前年度以上	→	対前年度以上	レセ		
被扶養者資格の再確認の徹底							
⑧	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を〇〇.〇%以上とする ※支部ごとに設定	93.6%	↘	94.2%	業務		
特定健診実施率・事業者健診率の向上							
⑨	生活習慣病予防健診実施率を〇〇.〇%以上とする ※支部ごとに設定	51.9%	↗	51.7%	保健		
⑩	事業者健診率を〇〇.〇%以上とする ※支部ごとに設定	19.1%	↗	16.3%	保健		
⑪	被扶養者の特定健診実施率を〇〇.〇%以上とする ※支部ごとに設定	32.0%	↗	31.8%	保健		
特定保健指導の実施率及び質の向上							
⑫	被保険者の特定保健指導の実施率を〇〇.〇%以上とする ※支部ごとに設定	41.2%	↗	40.7%	保健		
⑬	被扶養者の特定保健指導の実施率を〇〇.〇%以上とする ※支部ごとに設定	29.5%	↗	28.5%	保健		
重症化予防対策の推進							
⑭	受診動員後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を〇〇.〇%以上とする ※支部ごとに設定	12.4%	↗	11.8%	保健		
コロナウイルスの推進							
⑮	健康宣言事業所数を〇〇〇〇事業所以上とする ※支部ごとに設定	640	↗	500	企画		
シニアケア医薬品の使用促進							
⑯	シニアケア医薬品使用割合 (※) を年度末時点で〇〇.〇%以上とする ※支部ごとに設定 ※ 内科、DPC、調剤、歯科	78.9%	↗	77.6%	企総		
広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進							
⑰	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を〇〇.〇%以上とする ※支部ごとに設定	62.7%	↗	62.5%	企総		
地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信							
i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 ii) 医療提供体制に係る意見発信 iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信							
iv) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ							
効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を、全支部で実施する ※全支部一律に設定							
費用対効果を踏まえたコスト削減等							
		意見発信を全支部で実施	→	意見発信を全支部で実施	企総		
⑱ 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について20%以下とする。ただし、入札件数の見込み件数が年間4件以下の場合は一者応札数を1件以下とする。 ※全支部一律に設定				20%以下	→	20%以下	企総

【参考】

2022(令和4)年度本部事業計画・予算の概要（案）

1. 令和4年度業務経費及び一般管理費予算の総額

予算総額 2,770億円

（対前年度予算比 +295億円）

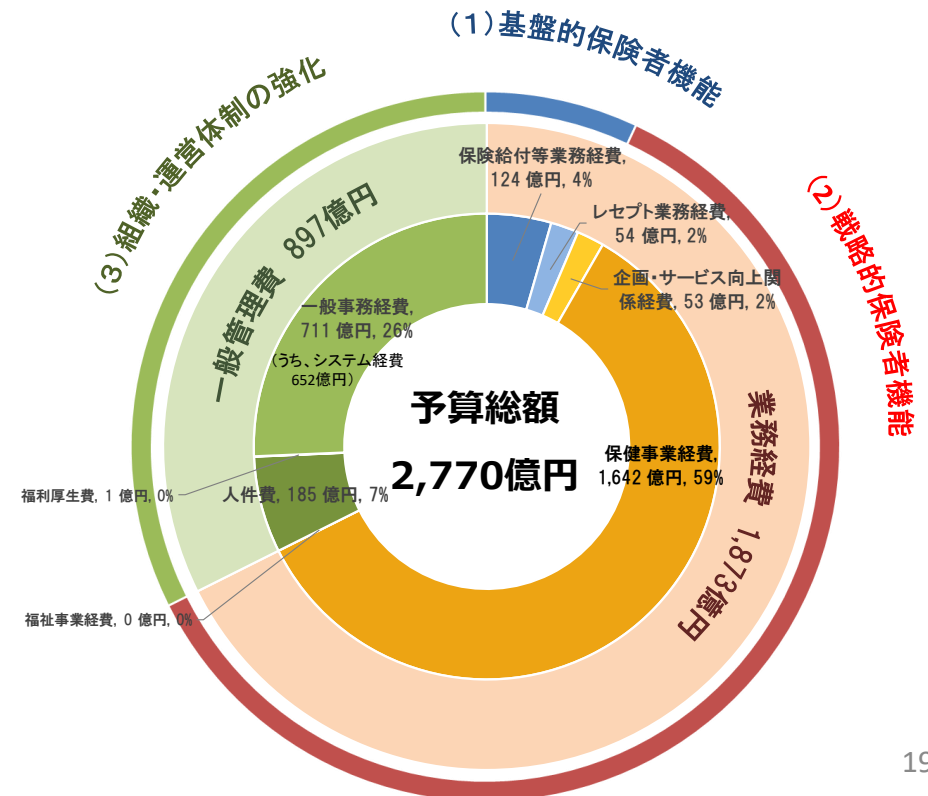
※ 次期業務システムの構築にかかる経費（令和4年度：494億円、令和3年度：160億円）を除いて比較すると、令和4年度の事務費予算（案）は、前年度から39億円減少している。

なお、業務経費及び一般管理費は、協会けんぽの支出全体（保険給付費や高齢者医療や介護保険等への拠出金を含む。）の約2%を占める。

令和4年度 業務経費・一般管理費予算（案）の概要

2. 重点施策毎の主な増減要因（対前年度予算比）

- ① **特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上（+12億円）**
【1,466.7億円（1,454.8億円）】
 : 目標実施率の引上げ
- ② **特定保健指導の実施率及び質の向上（+35億円）**
【152.2億円（117.4億円）】
 : 特定保健指導対象者の増及び目標実施率の引上げ
- ③ **システム経費（下記④以外の現行システムに係る経費等）（△83億円）**
【158.7億円（242.0億円）】
 : 現行システム稼働終了（令和4年12月迄）
- ④ **中長期を見据えたシステム構想の実現（+334億円）**
【493.8億円（160.2億円）】
 : 次期業務システムの構築（令和5年1月サービスイン予定）



令和4年度事業計画の位置づけ

- 令和3年度からスタートした保険者機能強化アクションプラン（第5期）では、3年間で達成すべき主な取組に加え、達成状況を評価するためのKPIを定めている。
- 本事業計画は、保険者機能強化アクションプラン（第5期）の目標を達成できるよう、令和4年度に実施すべき取組と進捗状況を評価するためのKPIを定めるものである。

（1）基盤的保険者機能

【主な重点施策】

※ 【 】は予算額
（ ）は前年度予算額

●健全な財政運営

- ・ 中長期的な視点から健全な財政運営に努める

●現金給付の適正化の推進、効果的なレセプト点検の推進【2.8億円（3.0億円）】*1

- ・ 標準化した業務プロセスの徹底による業務の正確性と迅速性の向上
- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整の確実な実施及び制度整備等に関する国への意見発信
- ・ 不正の疑いのある事案の重点審査及び立入検査の実施
- ・ レセプト内容点検効果向上計画に基づく効果的な点検の推進

●返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進【4.3億円（4.3億円）】

- ・ 保険証未返納者への文書や電話催告等の強化
- ・ 債権の早期回収の強化及び、保険者間調整や法的手続きの実施による返納金債権の回収率の向上

●業務改革の推進【15.9億円（20.4億円）】

- ・ 業務の標準化・効率化・簡素化の推進
- ・ 職員の意識改革と柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化による生産性の向上

●オンライン資格確認の円滑な実施【1.7億円（1.8億円）】

- ・ 国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進への協力

*1 レセプト点検員に係る経費は含まない。

(2) 戦略的保険者機能

【主な重点施策】

- **特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上【1,466.7億円（1,454.8億円）】*2**
 - ・ 健診・保健指導カルテ等を活用（実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等の選定など）した効果的・効率的な受診勧奨の実施
 - ・ 地方自治体との連携（市との協定締結の推進等）によるがん検診との同時実施等の拡大
 - ・ 事業者健診データの取得に係る新たな提供・運用スキームの構築に向けた国等への働きかけの実施
- **特定保健指導の実施率及び質の向上【152.2億円（117.4億円）】*2**
 - ・ 外部委託による健診当日の初回面談の更なる推進及び情報通信技術の活用
 - ・ 特定保健指導のアウトカム指標を用いた試行的な運用を行う
 - ・ 協会保健師の育成プログラムの策定（保健師キャリア育成課程）を実施
- **重症化予防対策の推進【4.4億円（5.5億円）】**
 - ・ 未治療者に対する受診勧奨の確実な実施
 - ・ 現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDLコレステロール値に着目した受診勧奨を実施
- **コラボヘルスの推進【5.3億円（3.6億円）】**
 - ・ 健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス（どのような手順で行うか）及びコンテンツ（何を行うか）の観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化を図る
 - ・ 健康教育（身体活動・運動や食生活・栄養）を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るための新たなポピュレーションアプローチの検討
 - ・ 事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルスの予防対策の推進
- **ジェネリック医薬品の使用促進【16.2億円（16.2億円）】**
 - ・ 加入者に対するジェネリック医薬品軽減額通知
 - ・ 「医療機関・薬局向け見える化ツール」等を活用した、医療機関・薬局に対する働きかけ
 - ・ 安全性の確保に関する業界団体等の取組が着実に前進しているか確認しつつ、使用促進に向けて、医療保険制度や診療報酬上の課題等について、国の審議会等における積極的な意見発信

*2 一部後掲の「広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進」に係る費用を含む。

(2) 戦略的保険者機能

- **支部で実施した好事例の全国展開【2.8億円（5.2億円）】**
 - ・ 支部の特性等を踏まえた保健事業の充実・強化（次期アクションプランで想定）に向けた取組を、令和5年度にパイロット事業として実施することとし、令和4年度にその事業の選定や計画の策定を行う
 - ・ 上記の事業の充実・強化等を見据え、支部保険者機能強化予算を活用した喫煙対策、メンタルヘルス等の保健事業も推進
- **地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信【0.1百万円（0.1百万円）】**
 - ・ 地域医療構想調整会議や医療審議会等におけるエビデンスに基づく効果的な意見発信
 - ・ 医療保険部会や中央社会保険医療協議会等における医療保険制度の持続可能性の確保等に関する意見発信
- **調査研究の推進【1.4億円（1.2億円）】**
 - ・ 保険者協議会、都道府県、市町村等と連携した医療費等の分析や共同事業の実施の検討
 - ・ 医療費適正化の施策等の検討のための外部有識者を活用した調査研究等の実施
 - ・ 調査研究や分析成果を活用した取組の推進及び発信
- **広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進【7.6億円（6.7億円）】**
 - ・ 加入者・事業主等に幅広く情報発信するため、全支部共通の広報資材作成による広報の実施
 - ・ 作成した広報資材を活用した広報の実施結果等を踏まえた広報資材の改善、拡充の検討

(3) 組織・運営体制の強化

【主な重点施策】

● 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置

- ・ 管理職を対象とした階層別研修による管理職のマネジメント能力の向上
- ・ 標準人員に基づく適切な人員配置と次期業務システム導入による人員配置の在り方や標準人員の見直しの検討

● OJTを中心とした人材育成【0.2億円（0.1億円）】

- ・ 広く協会職員のデータ分析能力を高めるため、新たにスタッフと主任を対象に、統計分析に関する基礎的な知識の習得やPCスキルの向上を目的とした研修を実施するとともに、新入職員育成プログラムとして2年目研修の実施を検討

● 本部機能及び本部支部間の連携の強化

- ・ 戦略的保険者機能を更に強化するための本部機能の強化や本部支部間の更なる連携の強化に向けた取組の実施

● 内部統制の強化【0.2億円（0.1億円）】

- ・ 内部統制基本方針に則った内部統制整備の着実な推進

● 中長期を見据えたシステム構想の実現【493.8億円（160.2億円）】

- ・ 令和5年1月サービスインに向けた次期業務システムの構築・テスト・リリースの確実な実施

<参考> 次期業務システムの概要**【493.8億円（再掲）】****【背景】**

次期業務システムは、新たな業務戦略に向けた業務改革・効率化施策の要件を取り込み、効率的な業務処理を確立して基盤的保険者機能の強化に寄与すること、また、保健事業の推進やビッグデータの分析など戦略的保険者機能の強化に寄与することを目的として、現行システムのホストサーバーや西日本データセンターの契約満了時期を踏まえ、令和5年1月のサービスインを予定している。

【次期業務システムで目指すこと】**① 基盤的保険者機能の強化（業務系システムの改修）**

- ・ 現金給付等の審査業務及びレセプト点検業務の自動化による業務効率化
- ・ 入力処理のOCR化による業務効率化
- ・ 事務処理の工程管理機能による処理遅延等の事故防止や管理者による業務処理状況の把握

② 戦略的保険者機能の強化（保健事業システムの改修と情報系システムの新規構築）

- ・ 健診勧奨結果の状況など新たな管理項目の追加による保健事業関係機能の強化
- ・ レセプトデータや健診データなど協会が独自に保有するビッグデータを利活用し、地域ごとの医療費格差の要因分析や加入者の健康づくりに資する新たな情報系データベースを構築
- ・ 本部及び支部職員が使用しやすい分析ツール導入による積極的なデータの利活用
- ・ これらの情報活用のため、クラウド上でタイムリーかつ精度の高いデータによる分析業務の精緻化

③ 組織・運営体制の強化（コミュニケーションツールとインフラの新規構築）

- ・ 電子決裁及び決裁文書一元管理の導入による内部統制の整備
- ・ ポータルサイトの改良及びテレビ会議システムの導入による情報伝達や本支部間の連携強化
- ・ 災害対策環境の構築による安定的なシステム運用の実現
- ・ ノート型端末など用途に即した端末導入によるペーパーレス化、業務効率化及び利便性の向上
- ・ データベース及びデータセンター構成の見直し、基盤調達単位の見直し等によるITコスト適正化

更なる保健事業の充実に向けた検討について

1. 趣旨

- 9月16日及び11月26日の運営委員会でいただいたご意見を踏まえ、
 - ・ 戦略的保険者機能の一層の強化の必要性
 - ・ 加入者・事業主の目に見える形での保健事業の充実の必要性といった観点から検討を進めることとする。

2. 検討内容

- 現在の保険者機能強化アクションプラン（第5期）では、保健事業の基本となる「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」の3本柱を着実に実施する。
その上で、まずは4年度からLDLコレステロール値に着目した受診勧奨を実施。さらに、支部保険者機能強化予算を活用した喫煙対策、メンタルヘルス等の保健事業も推進しつつ、令和5年度にパイロット事業を実施し、保険者機能強化アクションプラン（第6期）（6年度～8年度）に向けて以下を検討する。

(1) 重症化予防対策の充実（6年度から実施）

- ・ 被扶養者を対象とした、高血圧等に係る未治療者への受診勧奨の実施

(2) 支部主導の保健事業の実施（6年度から実施）

- ・ 喫煙、メンタルヘルス等に着目した新たなポピュレーションアプローチ等、支部ごとの独自性を生かした支部主導の保健事業の実施

(3) 健診・保健指導の充実・強化（6年度以降に実施）

- ・ 健診等実施率の向上を図るための具体的方策を検討（利用者負担額の軽減を含めて検討）

※ 健診内容の充実については、国における特定健康診査等基本指針の見直しの動向（令和4年度中に取りまとめ）を踏まえることとする。

2. 2022（令和4）年度支部保険者機能強化予算

2022(令和4)年度 香川支部保険者機能強化予算の計上額(最終案)

	分野	区分	事業	令和4年度 計上額(案)
支部医療費適正化等予算	医療費適正化対策経費	企画部門関係	若年層へのジェネリック医薬品の使用促進、加入者に対するアンケート調査等	2,665,000
	広報・意見発信経費	紙媒体による広報	事業所あてチラシの作成、柔整適正化に向けたポスターの作成等	1,620,000
		その他の広報	香川支部の特徴や課題を可視化した広報及びアンケートの実施等	6,834,000
	分野小計			11,119,000 (予算枠: 11,190,000円)
支部保健事業予算	健診経費	治療中の者の検査結果情報提供料	-	0
		健診予定者名簿送料	-	0
		健診実施機関実地指導旅費	-	0
		事業者健診の結果データの取得	-	9,778,000
		集団健診	-	4,846,000
		健診推進経費	-	2,759,000
		健診受診勧奨等経費	-	4,452,000
	保健指導経費	中間評価時の血液検査費	-	4,620,000
		保健指導用パンフレット作成等経費	-	825,000
		その他保健指導用経費	保健指導用事務用品費(測定用機器類等)、医師謝金、図書購入費等	311,000
		保健指導推進経費	特定保健指導委託機関の報奨金	1,015,000
		保健指導利用勧奨経費	集団健診会場での特定保健指導の実施、特定保健指導の利用勧奨	1,320,000
	重症化予防事業経費	未治療者受診勧奨	二次勧奨業務等	1,320,000
		重症化予防対策	糖尿病性腎性患者の重症化予防対策、40歳未満の血糖リスク者に対する保健指導業務委託等	5,169,000
	コラボヘルス事業経費	コラボヘルス事業	新規健康宣言事業所の拡充・支援事業等	1,969,000
		情報提供ツール(事業所カルテ等)	事業所カルテを活用した経営者への意識啓発等	255,000
	その他の経費	その他の保健事業	集団健診会場での簡易歯周病検査事業等	1,280,000
保健事業計画アドバイザー経費		-	0	
分野小計			39,919,000 (予算枠: 39,929,000円)	
合計			51,038,000 (予算枠: 51,119,000円)	